

プロテクティブスニーカーに係る型式認定業務要領

2011年 5月30日 制定
2017年11月 1日 改訂
2018年 7月 1日 改訂
2020年 2月21日 改訂
2021年 7月30日 改訂
2022年 4月 1日 改訂
2022年 9月 1日 改訂
2022年 9月27日 改訂
2023年 4月 1日 改訂

発行 公益社団法人 日本保安用品協会

無断での複製、転載等は禁止します
プロテクティブスニーカーに係る型式認定業務要領の改訂来歴

制定・改訂区分	制定・改訂日	主な改訂内容
制定	2011年5月30日	新規制定
改訂	2017年11月1日	プロテクティブスニーカー規格の改訂に伴う種類増に対応した改訂
改訂	2018年7月1日	業務の見直しに伴う改訂
改訂	2020年2月21日	市場買取調査に関する規定等の改訂
改訂	2021年7月30日	型式認定の申請、失効について改訂
改訂	2022年4月1日	型式認定合格証明票の交付と申請時の申請費用改訂
改訂	2022年9月1日	認定品の抹消及び/又は追加認定 文言重複部 型式認定の失効 事業拒絶権限 市場買取調査 2度目の買取調査の目的 型式認定の更新を期限として運営に修正
改訂	2022年9月27日	型式認定に関する表示の削除 認定番号の付与条件の修正 別図2の解説に加筆
改訂	2023年4月1日	第11条試験費用、及び型式認定合格証明票の単価を変更 第14条型式認定品の5年経過に対する告知方法を毎月初に6か月後に期限を迎える認定番号を公表する。 付則6日付を修正

(目的)

第1条 本要領は、公益社団法人日本保安用品協会（以下「協会」という。）が製造業者又は販売業者から提示された型式認定申請品に対して、プロテクティブスニーカー規格に基づき認定作業を行う場合の手続き等について、協会事務処理要領による他、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本要領の用語は、次のとおりとする。

- (1) **プロテクティブスニーカー** 着用者のつま先を先芯により保護するスニーカータイプの靴。プロスニーカー®もしくはプロスニーカーと略称する。一般的には短靴が主となる。
プロテクティブブーツを含めてプロテクティブスニーカー規格を形成する。
- (2) **プロテクティブブーツ** 着用者のつま先を先芯により保護するスニーカータイプ以外の靴。プロブーツ®もしくはプロブーツと略称する。一般的には長靴が主となる。
- (3) **型式認定** 型式認定とは、製品の型式に係る形状、寸法、構造、材質、性能、機能等（以下「形状等」という。）がプロテクティブスニーカー規格及び型式認定基準（本要領・別表2）に適合しているかどうかを試験、判定基準により行う認定をいう。
- (4) **型式変更認定** 型式変更認定とは、すでに型式認定を受けている製品の型式について、形状等に影響を与える変更が生じた場合に、改めてプロテクティブスニーカー規格及び型式認定基準に適合しているかどうかを試験、判定基準により行う認定をいう。
- (5) **型式追加認定** 型式追加認定とは、すでに型式認定を受けている製品の型式について、同じ型式の製品を追加する申請があった場合に、同じ型式に適合しているかどうかの判断を判定基準により行う認定をいう。

(型式認定対象品の範囲)

第3条 協会が認定するプロテクティブスニーカー対象品の適用範囲は、別表1に掲げるとおりとする。

(型式認定・推奨事業適正化委員会)

第4条 別に定める型式認定・推奨事業適正化委員会設置要綱に基づき設置し、運営する。

(型式認定)

第5条 型式認定を受けようとする者は、「J S A A 規格 新規型式認定申請手順と解説」に記載されている手順に従って行う。

- 2 申請書の作成にあたっては、1枚の申請書に対して1品番の申請を原則とし、型式認定の対象となる製品品番のリストを必ず記入しなければならない。複数の品種を1枚にまとめて申請してはならない。
- 3 協会は、記入に不備がなく適正と判定された製品に対して、別表2及び3に掲げる型式認定基準に基づき、公的試験機関から試験報告書（写）を受領する。

- 4 判定においての異議申立て、あるいは困難な場合は、必要に応じて有識者に相談するか、または第4条に定める委員会を招集することができる。
- 5 協会は、全ての審査が完了し、適正と判定された製品に対しては「JSAA型式認定合格証」(様式3)を交付する。

(型式変更認定)

- 第6条** すでに型式認定を受けた認定品の一部仕様を変更しようとする者は、「型式認定(変更・取消・追加)申請書」(様式2)に必要事項を記入し、協会に提出する。
- 2 前項の型式変更の認定は、型式に係る形状等の変更によるものに限定する。
 - 3 協会は、前項の申請があったときは、申請書の書面審査を行った後、記入に不備がなく変更内容も適正と判定された認定品に対して変更認定を行い、「JSAA型式認定合格証」(様式3)の書き換えを行い、再交付する。
 - 4 協会は、性能に影響を与えるような大幅な型式変更については、必要に応じて公的試験機関による試験報告書(写)、当該認定品の切断見本及び当該製品の包装材などの提出を改めて要求する場合がある。
 - 5 型式変更認定の手続きは、第5条(型式認定)に準じて行うものとする。

(型式認定品の抹消及び/または追加認定)

- 第7条** すでに型式認定を受けた製品の認定を取り消そうとする者及び/または認定製品と同一型式の製品を新たに認定品として追加しようとする者は、「型式認定(変更・追加・抹消)申請書」(様式2)に必要事項を記入し、協会に提出する。
- 2 協会は、前項の申請があったときは、申請書の書面審査を行った後、記入に不備がなくその内容も適正と判定された認定品に対して、申請内容を認め「型式認定合格証」(様式3)の抹消及び/または追加し再交付する。
 - 3 型式認定の抹消及び/または追加手続きは、第5条(型式認定)に準じて行うものとする。

(申請者による性能確認試験)

- 第8条** 型式認定を受けようとする者は、別表2及び3に掲げる型式認定基準に基づき、公的試験機関による試験を行い、その試験報告書(写)を協会に提出しなければならない。
- 2 型式認定を受けようとする者の保有する工場がJIS T 8101(安全靴)の日本産業規格表示認定を受けている場合、型式認定を受けようとする者は、別表2及び3の「製品性能」以外の試験項目について社内試験成績書をもって代用することができる。
この場合、JIS T 8101(安全靴)の日本産業規格の表示認定書(写)を協会に提出しなければならない。
 - 3 すでに型式認定を受けたものの一部を変更しようとする者及びすでに型式認定を受けたものと同一型式の製品を新たに認定製品として追加しようとする者は、協会の要求があった場合については、公的試験機関による試験を行い、その試験報告書(写)を提出しなければならない。

(型式認定の失効)

第9条 協会は、型式認定基準が変更された場合、すでに型式認定を受けている製品が変更後の型式認定基準に適合しないと認められるときは、協会は当該型式認定を失効させることができる。

2 協会は、型式認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該型式認定を失効させることができる。

- (1) 不正な手段によって当該型式認定を受けたとき
- (2) 第10条の規定に違反して型式認定品以外の製品に型式認定品の表示を行い、又は第11条の規定に違反して型式認定品以外の製品に型式認定合格証明票（型式認定タグ）を取り付けたとき及び型式認定品に型式認定合格証明票（型式認定タグ）を取り付けしなかったとき。
- (3) 既に型式認定を受けた製品の形状等の変更を行う場合、第6条に規定した型式認定の手続きを受けないで変更を実施し、型式認定品として製造及び販売を行ったとき
- (4) 既に型式認定を受けた製品又はその品質管理体制に著しい不備又は欠陥があると認められたとき。
- (5) 当該型式認定品が型式認定基準に適合しないことが新たに判明したとき
- (6) 第10条の規定に違反したとき

3 協会は、前項のいずれかの理由により型式認定の失効を確認した場合、型式認定を受けた者に対してその旨を通知する。

4 協会は前項の通知を行った後、型式認定を受けた者と事情の確認を行い、正当な理由が確認されなかった場合は、型式認定の取り消しを行い、「型式認定合格証」を返却回収し、直ちに2項に該当する「型式認定合格証明票」の残数の報告を求め、「型式認定合格証明票」の不正 使用の防止措置を講じる。

5 型式認定事業に対して協会の指示に従わず必要とされる連絡を怠る等、当事業の信頼を失墜させ、大きく支障をきたした場合、協会は当該会社に対する認定事業を拒絶する権限を有する。

(型式認定に関する表示)

第10条 型式認定の表示については「プロテクティブスニーカーの表示に関する規程」にしたがう。

- 2 型式認定を受けた者は、前項の表示について「型式認定品リスト」以外の製品については不正に当該認定表示をしてはならない。
- 3 型式認定を受けた者は、販売する認定品以外の製品について、前項の表示と紛らわしい表示を付して販売してはならない。
- 4 プロテクティブスニーカーの表示に関する規程」に指定されている表示に不足があつてはならない。
- 5 第9条により型式認定が失効となった場合は、当該型式について認定に関する表示をしてはならない。 具体的な内容については、当事者と協会で協議する。

(型式認定合格証明票の交付と申請)

第 11 条 協会は、型式認定に合格した製品及びその型式認定品リストに含まれる対象品に対して、型式認定表示の包装材への表示許可及び型式認定合格証明票（型式認定タグ）の交付申請を許可する。

- 2 型式認定を受けた者は、協会に対して、「型式認定合格証明票（型式認定タグ）交付申請書」（様式 4）に必要事項を記入し、交付を申請する。
- 3 交付申請に当たっては、「型式認定合格証明票（型式認定タグ）交付申請書」（様式 4）に申請した型式に対応する協会が発行した「型式認定合格証」の写しを添付する。
- 4 「型式認定合格証明票（型式認定タグ）交付申請書」（様式 4）の交付申請の最小ロットは千枚単位とする。
- 5 「型式認定合格証票（型式認定タグ）」の単価は9, 136円／1, 000枚とする。プロスニーカー®及びプロブーツ®認定のための新規申請費用は、27, 273円／品種とする。但し、（公社）日本保安用品協会、日本プロテクティブスニーカー協会の双方に入会している会員会社に限り、「型式認定合格商標（型式認定タグ）」の単価を3, 670円／1, 000枚とし、新規申請費用を9, 091円／品種とする。（何れも税抜き価格にて表記）

(市場買取調査)

第 12 条 協会は、①市場買取製品の規格不適合、②個装箱及びベロ裏部等における表示及び③「型式認定合格証明票（型式認定タグ）」の取付に関する事項について、市場買取調査を実施し、当該調査において製品又はその品質管理体制に不適合があった場合は、型式認定を受けた者に対して直ちに当該製品の申請番号で認定された全ての製品の出荷・販売の停止を要請するとともに、「業務改善報告書」及び当該製品の改善品の公的機関による試験報告書（以下「「業務改善報告書」等」という。）の提出を依頼する。事務局は、当該会社へ市場買取をした明細と試験結果を都度、連絡する。

- 2 「業務改善報告書」等の提出依頼を受けた者は、1か月以内に「業務改善報告書」等を協会に提出する。ただし、正当な理由により1か月以内に業務改善が完了できない場合は、1か月経過時に中間報告を提出し、業務改善終了時に最終報告を提出することができる。
- 3 「業務改善報告書」に各項目に記載する内容は、下記事項を踏まえ具体的に記載する。
 - (1) 不適合品発生原因の究明
規格不適合が発生した原因究明は、当該商品1足での確認ではなく複数足で行い、原因と考えられる要因である作業・素材・構造等の考えられるすべての要素で検証を行った結果を記載する。
 - (2) 不適合品に対する措置（暫定）
社内在庫の不適合品に対する措置を記載する。（軽微な改善等で適合品に改善できる場合は、その改善方法と識別方法を記載する。）また、市場に流通する不適合品に対する措置について、いつまでにどのような手段で回収するかについて記載する。
 - (3) 改善品についての措置（恒久）
改善品を恒久的に適合品とするために行った内容を詳細に記載し、改善品の生産及び入荷時期を記載する。

(4) 品質管理体制の改善（再発防止）

品質管理体制の改善を図り、不適合品を製造した企業と製造方法、品質管理方法等に関する契約等を文書により行うとともに、その内容を記載する。可能であれば書面の写しを添付する。

- 4 協会は、「業務改善報告書」等の提出を依頼した者から連絡なく期限を経過しても報告書を提出されない場合は、その者の全ての製品の認定を取り消すものとする。また、協会は、「業務改善報告書」等が提出され、審査の結果が出るまでの期間は、当該申請番号で認定を受けた全ての製品に対して「型式認定合格証明票（型式認定タグ）」の供給を停止する。
- 5 協会は、「業務改善報告書」等が提出された場合は、当該「業務改善報告書」等に基づき審査を実施し、その結果、適当と認められた場合は、認定を継続することとし、「型式認定合格証明票（型式認定タグ）」の供給を再開する。また、適当と認められない場合は、当該申請番号で認定を受けた全ての製品に対して「型式認定合格証明票（型式認定タグ）」の供給停止を継続する。
- 6 協会は、「業務改善報告書」等の提出を依頼してから概ね3か月後に記載された内容について確認のため2度目の市場買取調査を実施し、その結果、適当と認められた場合は、認定をさらに継続することとし、「型式認定合格証明票（型式認定タグ）」の供給を継続する。また、当該調査において製品等に不適合があるなど適当と認められない場合は、第9条に基づき認定を取り消し、「J S A A 規格認定取消通知書」を発行する。
- 7 J S A A 規格認定の取消を受けた製品の対処方法は、下記のとおりとする。
 - (1) 取消しとなった当該製品の流通在庫品は、でき得る限り回収し、社内在庫と併せて、処分する。その場合は処分に関わる証拠となる文書、画像、資料等を事務局へ提示する。当該製品の改善品については、製品番号を変更し新規申請をする。
 - (2) 取消となつた製品の再販を希望する場合は、「型式認定合格証明票」と「ベロ裏の織マーク」（認定番号が記載されている場合）を取り外すとともに、「J S A A 認定の表示と認定番号が標記されている個装箱」から標記のないものへ入替し、J S A A の許可を得た上で非認定品として販売する。
 - (3) 上記の措置を講ずることなく当該製品の販売を許可なく継続した場合、または報告内容と実際の処置に明らかな相違があった場合は、全ての「型式認定合格証明票（型式認定タグ）」の販売を停止する。
会員、会員外会社の何れにおいても全ての社内在庫について返却を要請する。協会は相応の金額を返金する。
- 8 本条項に関わる手順の詳細については、「別図1」のとおりとする。

第13条 協会は、型式認定を受けた者に対して、次の費用を徴収する。

- (1) 認定費用
- (2) 認定品に取り付ける型式認定合格証明票（型式認定タグ）の販売費用
- (3) 型式認定タグの発送費用

（型式認定の有効期間等）

第14条 型式認定の有効期間は、認定日から起算して5年とし、有効期間内に製造された

製品（注）のみに認定番号が付すことができる

（注）完成検査が終了された製品を指す。

型式認定の継続を希望する型式認定取得者は、その有効期間内に、更新手続き（第5条に定める申請手続きと同じ）を行うものとする。

ただし、型式認定が更新されたときの有効期間は、従前の有効期間の満了の翌日から起算する。

- 2 前項に定める型式認定更新の手続きが行われている間は、従前の型式認定の有効期間満了後もその効力を有する。
- 3 協会は、原則として毎年4月に、型式認定製品のリストを作成し、型式認定取得者に送付する。また、毎月初めに、その月中から6か月後までに有効期間の満了を迎える製品の認定番号を公表する。
- 4 型式認定取得者は、上記リストと自社で管理しているデータに相違がないかを確認し、相違があった場合は協会に書面で通知する。
- 5 型式認定の更新における有効期限管理・運営は、別に定める「5年期限」管理取り決め事項に従って管理遂行を行う。

（注）第14条の規定は、2023年6月1日から適用する。

附則

- 1 この要領は、制定又は改訂された日から有効となる。
- 2 この要領を改訂した場合は、協会は型式認定取得者及び/又は型式認定申請者に対して、速やかに改訂版を交付し、旧版と差し替えるように通知しなければならない。
- 3 型式の定義については、原則として同一タイプの靴、同一先芯を使用し、甲被及び表底に同一種類の材料を使用したものとする。ここでいう同一種類の材料とは、プロテクティブスニーカー規格の甲被の種類及び表底の種類の区分で考えるものとする。
- 4 型式認定を受けた製品については、「プロテクティブスニーカー規格 JSAA1001」及び「プロテクティブスニーカーの表示に関する規程」に規定された表示を行わなければならない。なお、型式認定表示を包装材に表示する場合は、必ず次の事項を記載すること。
 - (1) 認定品の甲被による種類及び作業区分による種類 例. 人工皮革製 A種
 - (2) 認定番号 例. 2001
- 5 申請において試験を行う公的試験機関としては、原則として公益社団法人産業安全技術協会又は一般財団法人化学物質評価研究機構とし、その他の公的試験機関を利用する場合は、事前に協会に了解を得ることとする。
- 6 第11条5項に記載の「型式認定合格証票（型式認定タグ）」の供給単価と認定に伴う費用の適用は、2023年4月1日からとする。

別表1 プロテクティブスニーカーの対象品

プロテクティブスニーカーの対象品は、次のとおりとする。

No.	靴のタイプによる種類	作業区分による種類	甲被による種類	付加的性能による種類
1	プロスニーカー	普通作業用（A種） 耐衝撃エネルギー70J	革製	左記の3つの種類のそれぞれの組合せを基本とし、付加的性能による種類として次の5種類の付加的性能を認証対象項目として、付加させることができる。 (1)かかと部の衝撃エネルギー吸収性 (2)耐滑性 (3)耐踏抜き性 (4)静電気帯電防止性 (5)漏れ防止性
2			人工皮革製	
3			合成皮革製	
4			編物製	
5			プラスチック製	
6			ゴム製	
7		軽作業用（B種） 耐衝撃エネルギー30J	革製	
8			人工皮革製	
9			合成皮革製	
10			編物製	
11			プラスチック製	
12			ゴム製	
13	プロブーツ	普通作業用（A種） 耐衝撃エネルギー70J	革製	
14			人工皮革製	
15			合成皮革製	
16			編物製	
17			プラスチック製	
18			ゴム製	
19		軽作業用（B種） 耐衝撃エネルギー30J	革製	
20			人工皮革製	
21			合成皮革製	
22			編物製	
23			プラスチック製	
24			ゴム製	

認定申請において、プロスニーカー、プロブーツのどちらで申請するかについては、靴のタイプで判断する。

認定申請においては、普通作業用（A種）、軽作業用（B種）の区分を明確にしなければならず、公的試験機関の試験報告書はそれぞれの試験条件によって行うものとする。

甲被が複数の材料で構成されている場合、認定申請するときの甲被材としての種類は、「プロテクティブスニーカー規格」の「4.種類」に定めるところによる。

なお、甲被にメッシュ材を使用している場合は、メッシュ材が編物の規格に適合する場合は、その使用部分は編物として考え、適合しない場合は、合成繊維として考える。これはメッシュ材以外の合成繊維製の布などにも適用する。

別表2 プロテクティブスニーカーの型式認定基準 (JSAA型式認定基準第一号)

プロテクティブスニーカーの型式認定基準は次のとおりとする。

審査区分	認定基準										
1.書面審査	プロテクティブスニーカー型式認定申請書について 記入項目にもれなく記入されていること 型式認定の対象となる同一型式の製品品番リストが記入されていること 記入内容に不明な点がないこと										
2.公的試験機 関による試 験報告書の 審査（注1）	試験項目			甲被の区分							
				革製	人工皮 革製	合成皮 革製	編物製	プラスチック 製	ゴム製		
	製品 性能	耐衝撃性（必須）		女子用 23は12.5mm以上、23.5～24.5は13.0mm以上							
		耐圧迫性（必須）		男子用 25～25.5は13.5mm以上、26.0～27.0は14.0mm以上 27.5～28.5は14.5mm以上、29以上は15.0mm以上							
	表底のはく 離抵抗 (必須)	A種	300N 以上	200N以上			300N 以上				
			250N 以上	150N以上			250N 以上				
	かかと部の衝撃エネルギー吸收性（付加的）		吸収エネルギーは20J以上								
	耐滑性（付加的）		動摩擦係数は0.20以上								
	耐踏抜き性（付加的）		くぎが貫通したときの力は1100N以上								
	静電靴の電気抵抗値 (付加的)		23±2°Cにおいて $1.0 \times 10^5 \leq R \leq 1.0 \times 10^8 \Omega$ 但し、環境条件はC3とする								
甲被 性能	漏れ防止性（付加的）		気泡が連続して出でてはならない								
	引張強度		120N以上								
	試験項目			表底の区分							
				ゴム	発泡ポリウレタン	プラスチック					
	表底 性能	引張強さ N/mm ²		13以上	3.5以上	8.0以上					
		伸び %		300以上	300以上	300以上					
	引裂強さ N/cm		300以上		150以上	—					
	浸せき試験 %		20以下		—	—					
	表底 厚さ	最薄部の 厚さ	A種	3.0mm以上							
				2.5mm以上							
先芯 寸法	内部長a mm	A種	23以下:30以上、23.5～24.5:32以上、25～25.5:34以下、 26～27:35以上、27.5～28.5:36以上、29以上:37以上								
			B種	23以下:28以上、23.5～24.5:30以上、25～25.5:32以上、 26～27:33以上、27.5～28.5:35以上、29以上:37以上							
	後端最高 部高さb mm	A種	33以上								
			B種	28以上							
	下折り曲げ部分の水 平な底辺の幅c mm		3以上								
切断見本の 審査	試験項目		甲被の区分								
			革製	人工皮革製	合成皮革製	編物製	プラスチック製	ゴム製			
	甲被 の厚 さ	A種	1.5mm 以上	1.2mm 以上	1.2mm 以上	1.5mm 以上	1.0mm 以上	1.5mm 以上			
		B種	1.2mm 以上	1.2mm 以上	1.0mm 以上	1.5mm 以上	1.0mm 以上	1.2mm 以上			

別表3 表示

表示	JIS 規格品でないものに、JIS 規格品と誤解を与えるような表示を行ったり、安全性能がない製品に安全靴の表示を行うなどの不正表示をしてはならない
----	---

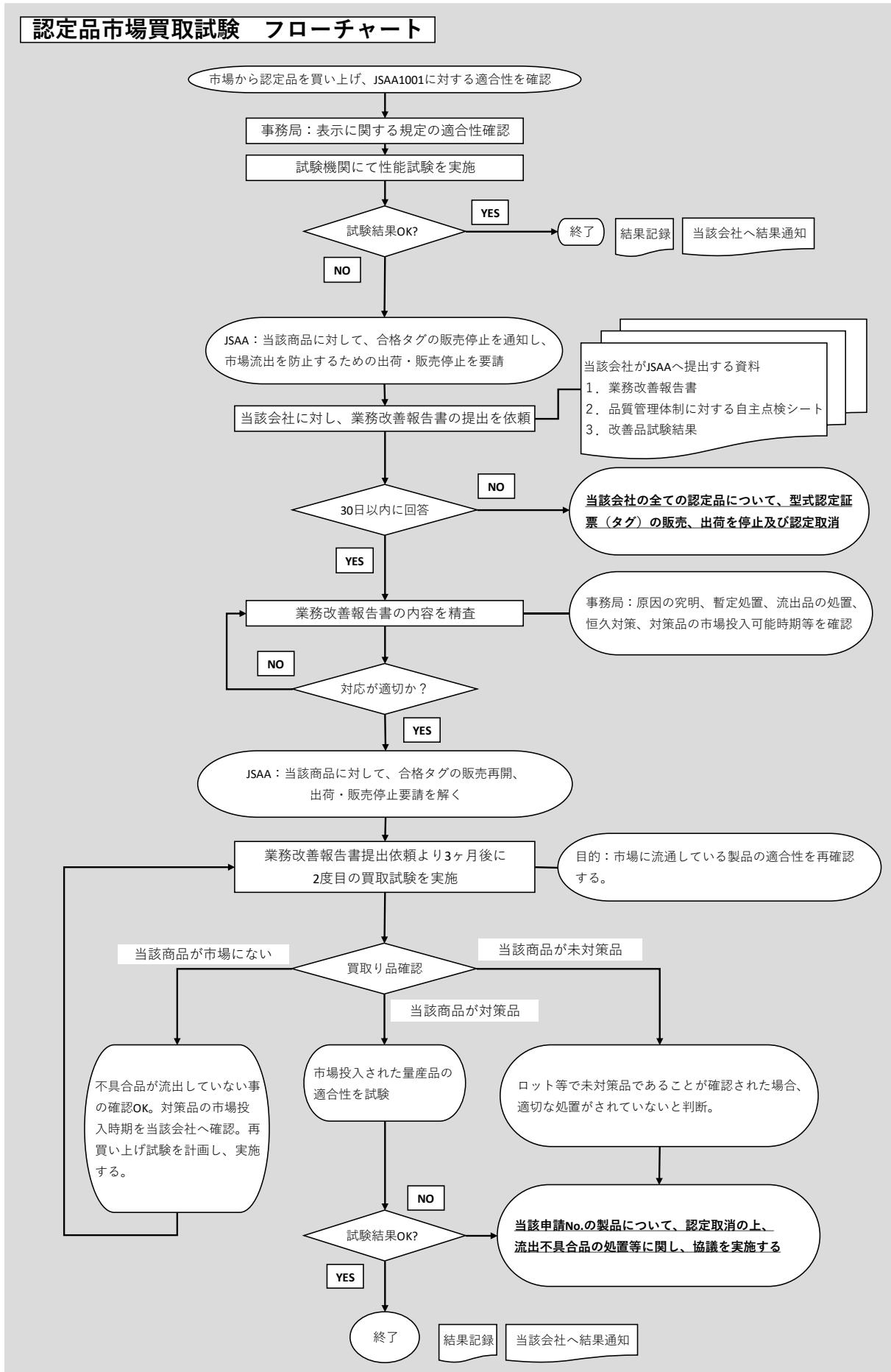
(注1) 第8条第2項に該当する申請者は、「製品性能項目」以外は社内試験報告書で代用するができる。

(注2) 静電靴の電気抵抗値は、申請品種又は申請リストの中に静電靴が含まれる場合に適用され、該当品種について JIST 8103 に規定する試験方法により試験を行う(但し、0°Cは試験しない)。

(注3) 製品性能は、原則して男子用は 26.0、女子用は 23.5 で行うが、入手が難しい場合はその前後のサイズとすることができます。

(注) 公的試験機関に試験依頼する場合の試料数については、「プロテクティブスニーカー規格」の附属書 JA による。

「別図1」市場買取試験フローチャート



「別図 2」 型式認定品の表示

型式認定品には、以下の表示及び「プロテクティブスニーカーの表示に関する規程」第4条表3に記載されている内容の表示を行わなければならない。

(1) 製品に取り付ける型式認定合格証明票（型式認定タグ）



表 面

裏 面

(2) 包装材の型式認定表示



(3) べろ裏又は腰裏の型式認定表示部分

